

里親養育包括支援(フォスタリング)事業 業務委託に係る企画提案募集要項

令和4年2月

山梨県子育て支援局子ども福祉課

※ 山梨県子育て支援局子ども福祉課が実施する本業務は、令和4年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

この「企画提案募集要項」は、山梨県が実施する、里親養育包括支援(フォスタリング)事業(以下「事業」という。)の業務委託に関し、企画提案をしようとする者(以下「提案者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 目的

全ての子供は、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。

このため、家庭において、児童を養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親やファミリーホーム(以下「里親等」という。)への委託を一層推進することが重要である。

本事業は、里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、児童の里親委託中及び委託解除後における里親養育への支援に至るまでの一貫した里親支援(以下「フォスタリング業務」という。)並びに養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、当事業の業務に係る委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとする。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

里親養育包括支援(フォスタリング)事業業務委託

(2) 業務内容

別添「里親養育包括支援(フォスタリング)事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり。

(3) 履行期間

契約日(令和4年4月1日)から令和5年3月31日まで

(4) 委託料上限額(委託予定額)

金 29,886,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 契約担当者

山梨県知事

3 企画提案の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 法人格を有する者であって、山梨県内に本社又は支社を有していること。

(2) 山梨県が入札参加資格を認定した者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされ、同項の規定により定められた期間を経過していること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

(6)この公告の日から選定結果通知日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」(平成10年4月1日)に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。

4 業務実施上の条件

当該事業に従事する者を雇用するに当たり、当該委託料以外の補助金、委託料及び負担金等の交付を受けていないこと。

5 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

6 参加申込み

参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)等を山梨県のホームページからダウンロードして必要書類を作成し、郵送により提出した後、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和4年3月7日(月)[必着]

(2) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当

(3) 提出書類

申請書に次の書類を添付して提出すること。

ア 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)の一により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 法人の概要が分かる資料(定款、寄附行為、パンフレット等)

7 質問及び回答

募集要項等に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和4年3月7日(月)午後4時まで

(2) 質問方法及び送付先

質問票(様式第3号)により、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。

山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当

電子メール:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

FAX:055-223-1509 TEL:055-223-1457

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一覧形式で作成し、参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにて回

答する。回答を受信した場合には、速やかに受信確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年3月9日(水)午後5時とする。

8 参加資格審査結果の通知

- (1) 参加資格確認の結果通知は、令和4年3月9日(水)までに郵送及びFAXにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年3月11日(金)までに、知事宛の書面(任意様式)を6(2)に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

9 企画提案書の提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次により必要書類を郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年3月16日(水)《必着》
- (2) 提出先 6(2)に同じ。
- (3) 提出書類

ア 企画提案書(書式:A4縦、頁数:10頁以内、文字:12ポイント以上)

また、作成にあたっては別紙1「企画提案書記載内容について」記載の項目内容を必ず記載すること。

イ 見積書(任意様式)

ウ 業務実績証明書(様式第4号)

- (4) 提出部数 7部

10 選定方法及び結果通知

- (1) 企画提案の選定基準

審査基準表(別紙2)に基づいて選定する。

- (2) 企画提案の選定方法

ア 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会において、提出された企画提案書の内容について、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を、第1順位の委託業務実施候補者とする。

イ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

11 契約等に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約条項は、別添「里親養育包括支援(里親フォスタリング)事業業務委託契約書(案)」のとおり。

12 その他

- (1) 提出された書類などは、一切返却しない。
- (2) 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (3) 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

13 スケジュール

- 令和4年2月25日(金) 募集要項等の公開 ※公告日
- 令和4年3月 7日(月) 質問受付期限、参加資格確認申請書提出期限
- 令和4年3月 9日(水) 質問回答期限、参加資格審査結果通知
- 令和4年3月16日(水) 企画提案書等提出期限
- 令和4年3月28日(月) 選定結果通知発送
- 令和4年4月 1日(金) 委託契約締結・事業開始

企画提案書記載内容について

「仕様書」の内容を参考に、以下の事項について企画案を提出すること。

- 1 事業実施基本方針及び実施体制等について
 - (1) 家庭的養護や里親制度に関する現状認識
 - (2) 事業全体のスケジュール
 - (3) 里親支援業務に関する実績(専門的知識、経験、ノウハウなど)
 - (4) 事業実施の職員体制(想定している配置職員の資格・経験・能力等について)
 - (5) 団体のバックアップ体制について(本事業の担当職員が事業実施日に不在である場合や課題が発生し組織的な対応が必要な場合の体制)
 - (6) 職員の資質向上に向けた研修や人材育成

- 2 事業の実施内容
 - (1) 里親制度等普及促進・リクルート事業
 - ① 里親制度の普及啓発活動について
 - ② 里親リクルート活動について
 - ③ 里親希望者へのアセスメントについて
 - (2) 里親研修・トレーニング等事業
 - ① 研修について(講義内容、講師の選定、曜日や場所の工夫等)
 - ② 研修やトレーニングを通じて、マッチングや里親支援等への活かし方
 - (3) 里親委託推進等事業
 - ① 適切な里親候補の選定方法
 - (4) 里親訪問等支援事業
 - ① 委託決定後の里親家庭での課題の想定と、それに対する支援策
 - ② 里親家庭の交流支援について
 - (5) 里親賠償責任保険事業
 - ① 短期里親保険の件数把握について

- 3 関係機関との連携
 - (1) 市町村や学校等の関係機関との連携に関する取り組み
 - (2) 児童養護施設や乳児院等との連携方法

- 4 適正な事業実施について
 - (1) 個人情報の取り扱い(個人情報保護や情報セキュリティに係る取り組みなど)
 - (2) 事業実施に関する設備(事務室や相談室等の整備)

【審査基準表】

審査項目	審査内容	配点
実施体制等	<p>1 里親支援業務に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。 ○これまでの里親支援に関する実績を有している。また、実績がある場合、具体的な対応方法や蓄積された知識が記載されている。</p> <p>2 有資格者や実務経験年数を有する等、適切な職員体制が整っているか。 ○既に配置予定職員を確保している。 ○これから職員を確保する場合は、その方策や見込みが、実現可能なものになっている。 ○配置する職員は、ケースワーク等に係る豊富な経験を有している。</p> <p>3 団体のバックアップ体制が適切にとれているか。 ○本事業の担当職員が事業実施日に不在である場合や課題が発生し組織的な対応が必要な場合など、団体として必要な支援体制が確保されている。</p> <p>4 職員の相談・支援等の技術等向上に向けて、どのように取り組むか。 ○職員の資質の向上に向け、研修や人材育成に関する取組が具体的に示されている</p>	40
実施内容	<p>1 里親制度等普及促進・リクルート事業 ○県民に対し、里親制度について、効果的に普及啓発できる内容である。 ○里親の開拓に関して、目標が明確であり、かつ目標達成のための手法が合理的で、実現可能性が高い。 ○制度の内容や趣旨を理解していない里親登録希望者に対し、面接等を積み重ね理解を促すことができる。</p> <p>2 里親研修・トレーニング等事業 ○講義内容の作成や講師の手配など、国の示す研修内容を実現することができる。 ○里親や里親希望者等が受講しやすいよう、研修の曜日や場所等を工夫している。 ○研修やトレーニングを通じて、里親の強みや課題を把握し、マッチングや里親支援等に活かすことが期待できる。</p> <p>3 里親委託推進等事業 ○児童に適合すると考えられる、適切な候補里親を提案できる。 ○里親委託等推進委員会の運営事務を滞りなく遂行できる。</p> <p>4 里親訪問等支援事業 ○委託決定後の里親家庭において発生する課題が想定でき、それに対する具体的な支援策がある。 ○里親と深い信頼関係を構築し、個々の里親の状況に合った助言や里親が安心して児童を養育できるような支援を行うことができる</p> <p>5 里親賠償責任保険事業 ○加入者の把握と加入手続き、保険料の支払い手続きが滞りなく遂行できる。</p>	40

審査項目	審査内容	配点
関係機関との関係	<p>1 関係機関との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村や学校等の関係機関との連携の重要性を理解し、取り組む姿勢がある。 ○乳児院や児童養護施設等における養育状況等を十分に尊重しながら、適切に連携を図り取り組む姿勢がある 	10
適正な事業実施	<p>1 個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、電子データや文書等の情報管理を組織的に行う体制がとられているか。</p> <p>2 見積書は、実施内容や実施体制等に対して適切な金額となっているか。</p>	10
	合 計	100